

平成二十四年八月十日発行
皇學館論叢第四十五卷第四号
抜刷

研究ノート

『続日本後紀』の予防記事と物恠記事

多
田
圭
介

『続日本後紀』の予防記事と物恠記事

多田圭介

□ 要 旨

「本朝四番目の勅撰史書である『続日本後紀』が編纂された九世紀は、それまでの「儒教的合理主義」が中心の時代から「呪術的迷信的」な風潮が盛んになる時代への文化史における転換期であると言える。小論では、その『続日本後紀』に特徴的な記事である「予防記事」と「物恠記事」に着目し、記されるに至った思想的背景が漢籍（春秋公羊伝）及びそれに関連する書物）にあることを明らかにした。また、その漢籍による思想的な影響が、文人官僚を通じて、陰陽寮官人や藤原摂関家に伝播し、文化史における転換へと繋がったことを指摘した。

□ キーワード

『続日本後紀』 「春秋公羊伝」 春澄善繩 藤原良房
物恠

はじめに

筆者は、旧稿で『続日本後紀』（以下「続後」
紀」と略称）の撰者春澄善繩について論じた^①が、そこで彼の学問・思想について詳細に検討を加え、善繩を「藤原摂関家と当時の文化を結びつける者の一人」と位置づけた。

ところで、旧稿で十分取り上げることのできなかつた先行論

文に、大江篤氏の研究がある^②。この論文において、大江氏は、おもに陰陽師と「祟」の関係を論じておられる。すなわち、氏は、八世紀末から九世紀初頭にかけ、陰陽寮のこれから生じるであろうことを予知するうらないによって「祟」が認識される過程を考察し、そのなかで、播磨の陰陽師の存在に注目し、「播磨国を中心に勢力を伸ばしつつあった陰陽寮官人が、藤原良房のブレンであった春澄善繩・菅原是善ら中央官人を介して、中央政界との結びつきを強めていった」ことを指摘しておられる。

こうした大江氏の見解は、筆者が旧稿において述べた推論と矛盾するものではないが、ここに一つの疑問が浮かび上がる。それは、なぜ陰陽寮官人を重用した文人官僚たちが、陰陽道に傾倒していったのか^③という点である。確かに、それまでの風潮は「文章経国」ともいべきものであり、嵯峨天皇を筆頭とした「儒教的合理主義」が中心の時代であったが、それが次第に陰陽道に基づく「呪術的迷信的」ともいえる時代へと変化を遂げる^④。その変化の背景には、陰陽寮官人・文人官僚・藤原摂関家という三者の繋がりが関係している可能性が考えられる。この問題の解決方法として、大江氏は、「彼等（筆者註：文人官僚）の残した詩文などを分析することから、その信仰の一端を明らかにすることができないのではないか」と述べておられるが、これとは

別に、筆者は、『統後紀』の分析を通じて彼らの思想を炙り出すことができるのではないかと考えている。いまし具体的には、『統後紀』の特徴的な記事である「予防記事」と「物恠記事」を分析することによって、『統後紀』の思想的背景、さらには、当時の思想的背景の一端を明らかにすることができるとはならないだろうか。

そこで、小論では、この点を中心に論じてみたい。

一、予防記事

『統日本紀』や『日本後紀』には見られない『統後紀』の特徴的な記事として次のようなものがある。

①『日本後紀』天長九年（八三三）七月乙巳十五日条
乙巳。奉幣五畿内七道諸国名神。防風雨也。

②『統日本後紀』承和四年（八三七）六月己未廿八日条
又勅令五畿内七道諸國奉幣名神。豫防風雨。莫損年穀。

③『統日本後紀』承和九年（八四二）九月辛亥二十日条

辛亥。勅。去四月四日御卜曰。來年春夏間。可_レ有_二疫氣_一。宜_下奉幣於伊勢大神宮。兼奠幣於天下名神。防_中災於未然_上。

①と②は、同じ「名神に奉幣をして、風雨の災いを防ぐ」という記事であるが、『統後紀』には「豫」の一字が加わる。このような類の記事を前後の史書の中で探してみると、『統日本紀』に一例（天平宝字三年二月壬戌条）、『日本文徳天皇実録』（以下「文徳実録」と略称）に三例（仁寿元年八月己巳条、十月甲子条、七月庚戌条）あるのみで、『日本後紀』には皆無である。『統後紀』の特徴と見てよいであろう。

右の史料については、安田政彦氏が、『統日本後紀』に予防記事が多く記載されていることは、災害記事における新しい側面として理解しうる」と指摘しつつ^⑥、その背景として「編纂者の意識の表れ」、「春澄善繩が好んで記載したと思われる一連の記事を想起させる」と述べておられる。

安田氏の論の目的は、『統日本後紀』にみえる自然災害記事の分析を通して、その記述の特質および、仁明朝の災害状況の復元を試み、承和期の政治基調の転換との関係を探る」点にあるので、どうして右のような記事が、『統後紀』にのみ多くみられるのかという点については深く言及しておられない。

もちろん、これは大江氏が指摘されるように、『統後紀』編纂期に予兆を占う陰陽寮が抬頭してきたことや、その陰陽寮から「天文密奏案を直接得て原史料とするのが、『統後紀』編纂段階から」という制度的な変化も関係しよう。そこで筆者は、視点を変えて、『統後紀』撰者及び当時の文人官僚の思想的背

景に着目したい。なお、以下小論では、②および③の類の記事を「予防記事」と称すことにする。

さて、これらの「予防記事」が記されるに至った思想的背景に関して、筆者は『春秋』及びそれに関連する書物の影響があったことを想定している。それは、次の史料による。

④ 『春秋公羊伝』 莊公十八年条（伝である）

夏。公追戎于济西。〔此未レ有レ言伐者。其言レ追何。大下其為レ中國一追上也。此未レ有レ伐レ中國一者。則其言レ為レ中國一追上何。大レ其未レ至而預禦一之也。其言レ于レ济西一何。大レ之也。〕

⑤ 『春秋繁露』 仁義發

先覺レ其萌一絶レ乱塞レ害於レ將レ然而未レ行之時一春秋之志也。

⑥ 『春秋繁露』 五行相生

南方者火也。本朝司馬尚智進一賢聖之士一上知レ天文。其形兆未レ見。其萌芽未レ生。昭然獨見レ存亡之機。得失之要。

治乱之源。豫禁レ未然之前。

④では、『春秋』の記事に対して、「中国を伐っていないにもかかわらず、中国のために追いはらったというのはなぜか」という問いに、「未だ至らぬうちに、予め防いだことを大としてである」と伝が注釈している。また、春秋公羊学を修めた董仲舒

（漢書卷五十六董仲舒伝）の著である⑤では、「まさに起ころうとして、行

われなむとときに、乱を防ぐのが、春秋の志」と記されており、同じく⑥からは「其の形兆未だ見えず、其の萌芽未だ生ぜずして」「存亡の機、得失の要、治乱の源を見、予め未だ然らざるの前に禁ず」ることができざる者こそ、儒教における聖人である「周公なのである」との主張が見える。^⑧ここから、「春秋」、中でも「春秋公羊伝」(以下「公羊」)に「統後紀」の「予防記事」に通じる思想のあることが読み取れよう。

では、「統後紀」編纂期において、本朝における「公羊伝」及びそれに関する書物の受容状況は、どうだったのであろうか。「公羊伝」の受容に関しては、東野治之氏の研究に詳しい。^⑩東野氏は、延暦期に『公羊伝』を日本にもたらした人物として伊予部家守に注目されたが、その根拠とするところは、次の史料である。

⑦『令集解』学令6経周易尚書条所引延暦十七年(七九八)三月十六日官符

延暦十七年三月十六日官符云。應下以春秋公羊穀梁二傳。各爲二一經。教乳授學生二事。右得二式部省解二備。案二学令一云。教一授正業。左傳。服虔杜預注者。上件二伝。棄而不取。是以古來學者。未習二其業。而以去宝龜七年。遣唐使明經請益直講博士正六位上伊与部連家守。読習還來。仍以二延暦三年二申官。始令三家守講一授三傳。雖レ然

『続日本後紀』の予防記事と物性記事(多田)

未レ有レ下レ符。難レ輒為レ例。自レ此厥後。二三學生。有レ受二其業。即以二彼傳二冀レ預二出身。今省欲レ試。恐違二令条。將レ從二抑止。還惜二業絶。窃檢二唐令。詩書易三礼三伝。各為二一經二広立二学官。望請。上件二伝。各准二小經。永聽二講授。以弘二学業。仍請二官裁一者。大納言從三位神王宣。奉レ勅依レ請。

承和年間には、この家守の息子の善道真貞がいるが、東野氏の指摘によれば、真貞の時代には『公羊伝』の学問は既に衰えてしまっていたらしい。^⑪そのことを示すが、次の史料である。

⑧『続日本後紀』承和十二年(八四五)二月丁酉二十日条

丁酉。散位從四位下善道朝臣真貞卒「也」。真貞。右京人也。故伊賀守從五位下伊与部連家守之男也。(中略)真貞以二三傳三禮一爲レ業。兼能二談論。(中略)諸儒言。當代讀二公羊傳一者。只真貞而已。恐斯學墜焉。迺命二真貞。於二大學一講レ之。後卒二家。時年七十八。

これによれば、承和年間には『公羊伝』が読めるのは真貞のみになってしまっていたらしい。そこで、真貞は命を受けて大学寮にて講義を行っている。この大学での講義が功を奏したのであろうか、その後も『公羊伝』の学問が継承されていた。^⑫そのことは、次に掲げる史料から明らかである。

⑨『日本三代実録』元慶元年(八七七)四月壬申朔日条

夏四月壬申朔。夜丑一刻。日有_レ蝕之。虧初子三刻三分。復至_二寅_一刻一分。皇帝不_レ視_レ事。百官不_レ理_レ務。不_レ舉_二常祭_一。先是。中務省豫奏_二陰陽寮所_一言四月朔夜太陽虧之事。詔命_二明經紀傳明法等博士_一議_二日蝕在_レ夜廢務以否_一。從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞。從五位下行助教善淵朝臣愛成。從五位下善淵朝臣廣岑。勘解由次官從五位下兼行直講小野朝臣當岑。外從五位下美努連清名等議曰。(中略)何休日。春秋不_レ言_二月食_一。日者以_二其無_レ形。故闕_レ疑。夜食。何緣書乎。鄭君釋_レ之曰。一日一夜。合爲_二一日_一。今朔日。日始出。其食有_二虧傷之處_一未_レ復。故知。此日以_レ夜食。夜食則亦屬_二前月之晦_一。故穀梁子不_レ爲_レ疑。(後略)

⑩『日本三代実録』元慶八年(八八四)五月廿九日戊子条

(前略)博士善淵朝臣永貞「等」奏議曰。(中略)又公羊伝曰。天子三公者何。天子之相則何三。自_レ陝而東者周公主_レ之。自_レ陝而西者召公主_レ之也。一相處_二于内_一。疏云。天子之三公主_二黜陟_一。(後略)

ここでは、「何休注」・「公羊伝」・「公羊伝疏」からの引用が見える。また『延喜式』にも、

⑪『延喜式』大学寮式25講書日限条

凡應_二講説_一者。禮記。左伝各限_二七百七十日_一。周禮。儀

禮。毛詩。律各四百八十日。周易三百一十日。尚書。論語。令各二百日。孝經六十日。三史。文選各准_二大經_一。公羊。穀梁。孫子。五曹。九章。六章。綴術各准_二小經_一。三開重差。周髀共准_二小經_一。海鳴。九司亦共准_二小經_一。と、令規定にはなかった『公羊伝』の講説日数が定められている。⑦を鑑みれば、『弘仁式』ないし『貞観式』の段階で既に規定されていたのかもしれない。

善道真貞が明経道の教官を勤めた頃(八三三)は大学寮の全盛期と言え、『公羊伝』が当時の知識人達に受け入れられていたのである。また、『続後紀』の「予防記事」を見ると、その多くが詔勅に引用されているが、これも詔勅作成担当者が内記であることや、その内記の多くが大学寮出身者であることと無関係ではあるまい。なにより、『文徳実録』災異記事の後に、問答形式にて記載理由を示している例が、当時の隆盛を示していると言えよう。¹⁴⁾

董仲舒に関しても、その存在が『続後紀』編纂期である貞観年間を意識されていることが確認できる。

⑫『日本三代実録』貞観元年(八五九)八月三日丙戌条

遣_二從五位下行備後權介藤原朝臣山陰_一。外從五位下行陰陽權助兼陰陽博士滋岳朝臣川人等。於_二大和國吉野郡高山_一。令_レ修_二祭礼_一。董仲舒祭法云。螟蟥賊_二害五穀_一之時。於_二害

食之州縣内清淨處。解^レ之攘^レ之。故用^二此法^一。前年命^二陰陽寮^一。於^二城北船岳^一修^二此祭^一。今亦於^二此修^レ之。蓋擇^二清淨之處^一。

この「董仲舒祭法」が具体的に何を指すのかは明らかでないが、陰陽道の高山祭における典拠となっている。少なくとも陰陽道祭祀に携わる者の間では「董仲舒」が享受され、それを典拠として示すだけの権威があると見ていたようである。董仲舒に関しても、『公羊伝』の受容や陰陽道祭祀の流行と共に、当時の知識人達に知れ渡っていたのではなからうか。

以上に述べたように、『統後紀』編纂期において、『春秋』、特に『公羊伝』に関する知識は受容され続けていたのであり、④および⑤・⑥から、『統後紀』に見える災害の「予防記事」は、これらの書物の受容と大きく関係していたと判断される。そこで、次にこの推論を「物恠(怪)」¹⁶⁾記事から裏付けたい。

二、物恠記事

『統後紀』にこの「物恠」の記事が多く見られることは、すでに坂本太郎氏¹⁷⁾によって指摘されており、それが撰者春澄善繩の思想によるものであることも、今日では通説的見解である。

その後、細井浩志氏は、「物恠」の記事が『日本後紀』天長

『続日本後紀』の予防記事と物恠記事(多田)

七年(八三〇)より三例見られることに關して、同じ天長七年に善繩が内記に就任している(『日本三代義経(貞観十一年)月十九日辛巳奏』)ことを根拠とし、「彼が直接、あるいは配下の内記史生に指示することで間接的に内記日記に關与したためであろう」と指摘された¹⁸⁾。いずれにせよ、「物恠」の語句と善繩の関連性が窺える¹⁹⁾。

また、松本卓哉氏は、日本における災異思想の研究において、災異詔勅のなかでも「災異の原因を人事に求めながらも災異の主体として『天』の存在が抜け落ち、卜筮の告げるところによって特定の神靈(神社・山陵)が崇つたものであると理解するタイプ」と、「災異を特定の神靈の祟りとすると同時に次の災異の予兆としてとらえて対応策を講じている」タイプの詔勅とが、仁明天皇朝を境に急増していることを明らかにしておられる²⁰⁾。この変化も「物恠」の発生と、さらには「予防記事」の発生とに大きく関わりを持つものと思われる。

さて、ここで筆者が着目したいのは「物恠(モノノサトシ)」の遡源である。この点は既に森正人氏が、古くより神の告げ知らせの意に用いられる動詞「サトシ」に、漢籍の中から吉凶の予兆としての意を持つ「恠」字が宛てられ、そこに「モノノ」が冠せられて成立した和語、と指摘されている²¹⁾。ゆえに、現代風に言えば、「物恠」とは「何らかの予兆」と言った意味となる。

その「予兆としての『恠』字」の使用は、先に見た『公羊伝』

に関連する書物でも確認することができる。

⑬『春秋公羊伝何氏解詁』隱公三年三月己巳条(一)内が(何休の注)

己巳。日有_レ食之。何以書。(諸言_二何以書者。問_三主書。)

記_レ異也(異者非常可_レ怪。先_レ事而至者。是後衛州吁弑_二

其君完。諸侯初僭。魯隱係獲。公子翬進_二陷謀_一)

これは、⑨にも見えた『公羊伝』の何休による注である。ここで何休は、「異」に対して、「異」とは通常でない「怪」であつて、事に先んじてやつてくるものである」との注釈を附す。さらに続けて、この三月己巳条の日食が、後に起こる政変の予兆となつてゐることを説明する。

ところで、この記事の出典となつたと思われるのが、次に掲げる『白虎通義』所収の「春秋潛潭巴」である。⁽²²⁾

⑭『白虎通義』災變

災異者何謂也。春秋潛潭巴曰。災之言_レ傷也。隨_二事而誅_一。

異之言_レ怪。先發感動之也。

これも同じく「異」とは「怪」のことだとし、「先發」して「感動」するものだとしている。

『公羊伝』とそれに関する書物の受容は先にも見たが、この『白虎通義』も古代の日本において参照されていたらしい。たとえば、『令集解』の中に引用される例が七例見られ、六国史の中にも引用が二例見えている。うち一例は、きわめて興味深

いものなので、次に原文を掲げておく。⁽²⁴⁾

⑮『続日本後紀』承和十一年(八四四)八月乙酉五日条

乙酉。文章博士從五位上春澄宿祢善繩。大内記從五位下菅原朝臣是善等。被_二大納言正三位藤原朝臣良房宣_一稱。先帝遺誠曰。世間之事。每_レ有_二物恠_一。寄_二崇先靈_一。是甚無_レ謂也者。今隨_レ有_二物恠_一。令_二所司_一卜筮。先靈之崇明_二于

卦兆。一臣等擬_レ信。則忤_二遺誥之旨_一。不_レ用則忍_二當代之咎_一。進退惟谷。未_レ知_二何從_一。若遺誠後有_レ可_レ改。臣子商量。改_レ之耶以否。由_レ是略引_二古典證據之文_一曰。(中略)白虎通曰。定_二天下之吉凶_一。成_二天下之靈々_一。莫_レ善_二於著龜_一。

(中略)由_レ此言_レ之。卜筮所_レ告。不_レ可_レ不_レ信。君父之命。量_レ宜取捨。然則可_レ改改_レ之。復何疑也。朝議從_レ之。

これは著名な記事であつて、松本氏は「嵯峨上皇により歯止めがかけられていた災異(物恠)を崇りとする理解を公認し」と理解し、これが「仁明朝から、災異を卜筮によって神靈の祟りとする例が急増する」契機となつたと指摘しておられる。ここで筆者がとくに注目したいのは、『続後紀』撰者である善繩が『白虎通義』を引いていることである。しかも、それが「物恠」に関する記事なのであるから興味深い。

「予防記事」が『公羊伝』や関連書物から思想的影響を受けたことに顧みれば、予兆としての「恠」字も、同様の影響を受け

けて使用されるに至ったのではなからうか。ここからも、『続後紀』と『公羊伝』およびそれに関連する書物との関連性が読み取ることができよう。

おわりに

以上、『続後紀』に特徴的な記事である予防記事と物恠記事を手がかりとし、当時の漢籍の影響を考察してきた。その結果、『続後紀』編纂期において、特に『公羊伝』とそれに関連する書物の影響が強いことが明らかとなった。考えてみると、『続後紀』はその序文に、

⑯『続日本後紀』序文

(前略) 起_レ自_二天長十年二月乙酉_一。訖_二于嘉祥三年三月己亥_一。惣十八年。據_二春秋之正體_一。聯_二甲子_一以詮次。考以_二始終_一。分_二其首尾_一。都爲_二廿卷_一。名曰_二續日本後紀_一。(後略)

とあって、ことさら『春秋』が意識されている。『春秋』の「正體」を参考にする際、『春秋』に関する様々な経書・注釈書を参照したのであろう。

先にも見たとおり、従来『文徳実録』と『公羊伝』との関係は指摘されてきた。また、『公羊伝』を典拠とする傾向の淵源が天平宝字期にあることも既に指摘がある²⁵⁾。そのような時代背

『続日本後紀』の予防記事と物恠記事(多田)

景に鑑みれば、今まで指摘はないものの、『続後紀』に『公羊伝』及びそれに関する書物の影響が見られるのも当然といえ、当然である。小論の価値は、それを史料的に実証できたことにあると考える。

ところで、陰陽寮官人を重用した文人官僚たちは、なぜ陰陽道に傾倒していったのであろうか。ここであらためて最初に提起した問題について考えてみよう。

これまでの考察の結果から言えば、当時、『公羊伝』及びそれに関連する書物の「予兆」や、それに対する「予防」の思想的影響が、文人官僚の背景にあったことはほぼ疑いない²⁶⁾。つまり、唐風文化受容の最終段階として、『公羊伝』を中心とする漢籍が文人官僚の間で注目され、そこにあった「予防」「予兆」の思想と陰陽寮の「これから生じるであろうことを予知するうらない」が結びつき、「呪術的迷信的思想」へと風潮が変化していったと考えられる。そして、その中心にいたのは、いうまでもなく春澄善繩であり、藤原良房であり、『続後紀』に頻出する「予防記事」や「物恠記事」は、はからずもそうした当時の思想的傾向をよく伝えているのである²⁷⁾。

小論では、こうした『続日本後紀』に特徴的な「予防記事」と「物恠記事」に着目し、その背後にある思想についての見通しを開陳した。かかる中国思想の影響については、さらに多く

の観点からの分析していく必要があるが、ひとまずここに卑見の一端を述べ、博雅のご批評を仰ぐ次第である。

【註】

- (1) 拙稿「春澄善繩―「承和期」の学者―」『皇學館論叢』四三・三、二〇一一年。
- (2) 大江篤「陰陽寮と「祟」―日本古代の神と靈―」臨川書店、二〇〇七年（初出は二〇〇三年）。
- (3) 大江氏も、この点については「今後の課題」とされている。
- (4) 米田雄介「貴族文化の展開」『講座日本歴史 古代2』東京大学出版会、一九八四年。木村茂光『国風文化』の時代『青木書店、一九九七年。山下克明『陰陽道の発見』NHK出版、二〇一〇年等。
- (5) 「予防記事」の定義に関しては後述。
- (6) 安田政彦「続日本後紀」の災害記事「続日本紀の諸相」塙書房、二〇〇四年。
- (7) 細井浩志「九世紀の記録管理と国史」『古代の天文異変と史書』吉川弘文館、二〇〇七年（初出は二〇〇一年）。
- (8) 董仲舒と『春秋繁露』に関しては、濱久雄氏「董仲舒の思想と『春秋繁露』」（『公羊学の成立とその展開』国書刊行

会、一九九二年。初出は一九八七年。）に詳しい。

- (9) 後世、『公羊伝』の筆法が「未だ然らざる前に貶する筆法」と称されたのも、「未然」の思想の一つの顕れと言えよう。
- (10) 東野治之「日本古代の『春秋』受容」『文学』一・四、二〇〇〇年。
- (11) 一方で桃裕行氏は、家守以降、『春秋』の「三伝は相当」にもてはやされ、「明経道の中に三伝を主とするものと、三礼を重んずるものとの分科とまでいわれないが二の中心が作られるに至った」と指摘し、これを後世の清原氏を伝博士、中原氏を礼博士と呼ぶこととなる源流としている。
- (12) 〔平安時代初期の大学寮の状態〕『上代学制の研究（修訂版）』思文閣出版、一九九四年（初出は一九三七年）。
- (13) 遠藤慶太「『文徳実録』と春秋」『平安勅撰史書研究』皇學館出版部、二〇〇六年（初出は二〇〇四年）。
- (14) 桃氏註11論文。なお、『続後紀』撰者である春澄善繩も善道真貞の子弟の一人である。
- (15) 坂本太郎「六国史と文徳実録」『六国史』吉川弘文館、一九七四年（初出は一九六三年）。
- (16) 山下克明「陰陽道の典拠」『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年（初出は一九八二年）。
- (17) 小論では、以降「物恠」も「物怪」も、「物恠」として

表記することにする。

(17) 坂本太郎「六国史とその撰者」『六国史』吉川弘文館、一九八九年（初出は一九五五年）。

(18) 細井浩志「九世紀の記録管理と国史」『古代の天文異変と史書』吉川弘文館、二〇〇七年（初出は二〇〇一年）。

(19) 『続後紀』と「物恠」の関連性を研究された竹居明男氏は、「物恠」が内裏・禁中に現れること、対策として諸種の仏事が行われていることに注目された。そして、仁明天皇もまた「物恠恐怖症」であったことを指摘し、僧道昌を媒介として仏事が導入され、『続後紀』の「物恠」記事は、その事実と表裏一体の関係であったことを指摘された（『続日本後紀』の「物恠」記事）『文化史学』四五、一九八九年）。

(20) 松本卓哉「律令国家における災異思想―その政治批判の要素の分析―」『古代王権と祭儀』吉川弘文館、一九九〇年。

(21) 森正人「モノノケ・モノノサトシ・物恠・恠異―憑霊と怪異現象にかかわる語誌―」『国語国文学研究』二七、一九九一年。

(22) 岩本憲司『春秋公羊伝何休解詁』汲古書院、一九九三年。

(23) 職員令中務省条、治部省条、戸令七出条、鰥寡条二例、選叙令官人致仕条、厩牧令官馬牛条。

『続日本後紀』の予防記事と物恠記事（多田）

(24) 後の一例は『日本三代実録』貞観十三年十月五日丁未条である。

(25) 東野氏註10論文。

(26) この点に関しては、『漢書』五行志が、「景武之世。董仲舒治公羊春秋。始推陰陽。為儒者宗。」と記していることは、当時の日本の時代背景を考える上で興味深く、示唆に富む。

(27) 例えば、『続後紀』承和十五年六月丁酉十日条に、陰陽寮の言上に従って名神に奉幣を行ってることが確認できることも、その一端を表しているといえよう。

【付記】

本稿は、平成二十三年度に提出した修士論文「『続日本後紀』の研究」の一部を改稿したものです。御指導、御教示を賜りました清水潔先生、荊木美行先生、岡田登先生に感謝申し上げます。

（ただ けいすけ・学法律津田学園高等学校教諭）